

議案第2号

上告の提起及び上告受理の申立てについて

次の当事者間の大阪高等裁判所令和4年（行コ）第77号固定資産税賦課決定処分取消等請求控訴事件及び同第108号固定資産税賦課決定処分取消等請求附帯控訴事件について令和5年1月26日に言い渡された判決は不服であるため、次のとおり上告の提起及び上告受理の申立てをすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月6日提出

大津市長 佐藤 健 司

1 当事者

大津市御陵町3番1号

上告人兼申立人（第1審被告、控訴審被控訴人兼附帯控訴人） 大津市

西宮市高松町4番8号

被上告人兼相手方（第1審原告、控訴審控訴人兼附帯被控訴人） 新明和商事株式会社

2 原判決（控訴審判決）の主文

- (1) 控訴人の控訴に基づき、第1審判決の主文第2項を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、13,289,248円及び平成13年度から平成30年度までの間の損害額に対するそれぞれの損害が生じた日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人の附帯控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1審、控訴審とも、被控訴人の負担とする。
- (5) この判決は、第2号に限り、仮に執行することができる。

3 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

4 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件を上告審として受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5 事件の概要

- (1) 被上告人兼相手方（以下「相手方」という。）は、平成10年3月2日、大津市浜大津四丁目119番地、120番地及び334番地から337番地までに所在する物件のうち、機械式立体駐車場に係る部分の一部（以下「本件専有部分」という。）について、不動産の登記簿に所有権の登記を行い、現在に至るまでその所有権の移転はない。
- (2) 相手方は、平成10年3月2日以降の本件専有部分に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を本市に納付してきた。
- (3) 相手方は、令和2年9月28日、本市に対し、本件専有部分に係る平成30年度の固定資産税等の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）に関し、その算定において用いる床面積については、地方税法（昭和25年法律第226号）第352条第1項の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第14条第1項から第3項までの規定の例により、不動産の登記簿に登録された床面積（以下「登記面積」という。）を本来用いるべきところ、これとは異なる床面積が用いられ、過大な固定資産税等を納付し損害を被ったとして、固定資産税にあってはその相当額（ 円）のうち106,355円を超える部分の取消しを、都市計画税にあってはその相当額（ 円）のうち22,790円を超える部分の取消しをそれぞれ求めるとともに、平成13年度から平成29年度までの間に相手方が納付した固定資産税等の額と登記面積を用いて算定した本件専有部分に係る固定資産税等の相当額との差額及び本件訴訟に係る弁護士費用等に相当する額の合計17,275,685円の損害賠償金並びに当該損害賠償金に係る遅延損害金の支払を求めて、大津地方裁判所に訴えを提起した。
- (4) 相手方は、令和3年8月23日付けで、前号の訴えについて、本件賦課決定処分のうち、固定資産税にあってはその相当額のうち261,616円を超える部分の取消しを、都市計画税にあってはその相当額のうち56,060円を超える部分の取消しをそれぞれ求めるものに変更するとともに、損害賠償金の請求額を13,289,248円に変更した。
- (5) 大津地方裁判所は、令和4年4月19日、本件賦課決定処分のうち、固定資産税にあってはその相当額のうち261,616円を超える部分を、都市計画税にあってはその相当額の

うち56,060円を超える部分をいずれも取り消し、その余の請求を棄却する判決を言い渡した。

(6) 相手方は、第1審判決を不服として、令和4年5月6日付けで、大阪高等裁判所に控訴を提起した。

(7) 本市は、第1審判決のうち、敗訴部分を不服として、令和4年8月18日付けで、大阪高等裁判所に附帯控訴を提起した。

(8) 大阪高等裁判所は、令和5年1月26日、第1審判決のうち相手方の敗訴部分を取り消し、相手方の請求の全部を認容するとともに、本市の附帯控訴を棄却する判決を言い渡した。

(参考)

第1審判決の主文

- 1 被告市長が原告に対して令和2年3月10日付けでした区分所有に係る建物の専有部分に対する平成30年度の固定資産税及び都市計画税の各賦課決定のうち、固定資産税につきその相当額が261,616円を超える部分及び都市計画税につきその相当額が56,060円を超える部分をいずれも取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。